

困ったなあに答えます

佐々木知子
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

元夫から養育費が支払われません。

養育費のことでの相談です。大学同期の夫と6年付き合つて結婚し、子供が二人できました。

もともと互いの家が結婚に反対で、親がそれぞれ地方にいるので、子育ては親を頼れず、子供は一人で止めるつもりでしたが、二人目が年子できました。そのことも不和の原因になったのですが、夫は家事育児に非協力的で、と言うと俺はちゃんとやっていると怒り出し、毎日けんかが絶えず、私も神経をすり減らすし、このままでは子供のためにも良くないと、話し合つて協議離婚したのが4年前。今、子供は11歳と10歳です。

まずは請求の文書を出すことをお勧めします。

離婚は今や日本でも三組に一組の高率です。子供がなかつたり、大きくなつてからの離婚だと養育費は生じないけれど、そうでない場合は大きな問題です。厚生労働省調査によると、離婚時に養育費を取り決めないケースは半数に上るらしく、取り決めて、その後支払いが滞るのがやはり半数。つまり約束通り支払う夫は4人に1人。ご相談者のケースはよくあることと言わなければなりません。

元夫（義務者）の給与は年約500万円、妻（権利者）の方が約600万円のこと。子供さんが二人とも14歳以下の場合は、養育費の目安は月4～6万円です（ちなみに子供の年齢が上がつても元夫の年収が増えない限りあまり増えません）。そのうちの多い方で取り決めたわけですね。このまま子供が大学を卒業するまでの間1人当たり3万円を払つてもらえば家計のずいぶん足になつたはずです。さあ、どうしますかね？ 元夫はあえて無視をしているといふより、再婚して子供もいれば、



単に新しい生活で手一杯なのかかもしれません。もちろん再婚相手の収入の有無・多寡によって事情は異なりますが。再婚に当たつて、養育費の支払い義務があることを話さない人も結構いるし、正直に話した上で養育費減額請求調停を起こしてくることもあります。何も言ってこないでありますね。

このままでは納得しづらいことだと思います。幸い公正証書があるので、給料に強制執行をかけることはできるのですが、限度額は基本的に手取り額の4分の1（44万円だと11万円）、将

るわくらに思っていました。ところが、です。1年ほど前から振り込みが遅れがちになり、ここ半年は全くありません。携帯も番号を変えた様子、悪いことに巻き込まれていなか配偶になって、人づてに聞いてみたところ、会社は辞めていないが、再婚して子供もいるようですが、再婚して子供もいるようだし、養育費だけもらって助か

離婚時、夫は俺を信用していないのかと怒りましたが、人の勧めもあって、公正証書（強制執行認諾文言付き）を作りました。感謝料・財産分与なし、養育費は各大学を卒業するまで1人月3万円（協議の上増額可）。面会交流は月1回の約束でした。が、仕事との両立で私はへとへと、夫も要求してこないし、子供も父親を忘れてしまったようだし、養育費だけもらって助か